

長崎県美術館 県民ギャラリー募集要項 [2026 年度分（令和 8 年度）分]

県民ギャラリーは、本県の芸術文化の振興に寄与するため「絵画」「デザイン」「彫刻」「工芸」「書」「写真」「メディアアート」など主に美術作品の発表及び鑑賞の場として皆様に利用していただく展示室です。
このたび 2026 年度（令和 8 年度）の使用申込について、次のとおり第一次募集を行います。

受付期間： 2025 年 8 月 1 日(金) ～ 8 月 31 日(日) 必着 ※持参の場合 10:00～17:00 厳守	
募集対象期間：2026 年 4 月 20 日(月) ～ 2027 年 3 月 28 日(日)	
但し、9 月 7 日(月) ～ 10 月 6 日(火)、年末年始は対象外 ※詳細は「5.使用申込について」を参照	
【申し込み・問い合わせ先】	
〒850-0862 長崎市出島町 2 番 1 号 長崎県美術館 県民ギャラリー担当 田崎・松永	
【tel】 095-833-2110 【fax】 095-833-2115 【e-mail】 info-op@nagasaki-museum.jp	

1. 県民ギャラリーの概要
2. 使用料金について
3. 展示室使用料の減免等について
4. 使用単位・使用時間について
5. 使用申込について
6. 使用を許可しない場合等
7. 使用者の遵守事項等
8. 手続きの流れ

1. 県民ギャラリーの概要

展示室	展示壁長	展示面積	総面積	天井高	床面 積載荷重	備考
県民ギャラリーA 室	68.5m	約 167 m ²	176 m ²	4.5m	600kg/ m ²	・展示壁長は、すべての可動 展示壁を設置した場合 ・展示面積および総面積は、 展示壁や支柱、通路等考慮 しない参考値
県民ギャラリーB 室	80.9m	約 198 m ²	265 m ²			
県民ギャラリーC 室	130.9m	約 355 m ²	499 m ²			
県民ギャラリー全室	280.3m	約 720 m ²	940 m ²			

2. 使用料金について

(1) 展示室の使用料

展示室	一日の使用料（税込）		備考
	入場無料の場合	入場料有料の場合	
県民ギャラリーA 室	6,450 円	8,380 円	* 物販、募金については個別に協議いた します。 * 規定の搬入出日は料金に含みません。
県民ギャラリーB 室	9,710 円	12,620 円	
県民ギャラリーC 室	18,230 円	23,700 円	
県民ギャラリー全室	34,390 円	44,700 円	

(2) 貸出備品の使用料 ※入場料有料での使用の場合は 1.3 倍の金額になります。

備品名	一日あたりの使用料（税込） （入場無料の場合）	備考
展示ケース	1,100 円/台	
展示台	110 円/台	
彫刻台	110 円/台	
スポットライト	50 円/台	ベース照明のみで 500 ルクスを確保

3. 展示室使用料の減免等について

次の事項について展示室使用料の減免を受けることができます（※備品は対象外）

(1) 県内の大学生以下が、学校教育の一環として創作した美術作品の 展覧会（サークル活動を除く）で入場無料の場合	(10 割)
(2) 県内の障害者の方又は県内出身の障害者の方が創作した美術作品の展覧会で入場無料の場合	(7 割)
(3) ①県、市、町、又は県教育委員会、市町教育委員会が主催、共催して行う展覧会で入場無料の場合	(5 割)
②県、市、町、又は県教育委員会、市町教育委員会の後援により行う展覧会で入場無料の場合	(3 割)
※ 減免申請の際は、後援決定の写し等、関係書類を提出していただきます。	

※有料備品ならびにホール・講座室など県民ギャラリー以外の貸し施設の使用料は減免対象外です。

表彰式・講演会など展覧会関連の催しで使用する貸し施設（ホール・講座室等）の申し込みは
「貸し施設（ホール等）の使用案内」に基づき、利用予定の **4 ヶ月前** から受付けます。

4. 使用単位・使用時間について

使用の単位：火曜日～日曜日（6 日間）

※火曜日が休館日の場合は、水曜日からの 5 日間
全国規模の巡回展など、館が認める場合 6 日間以上の継続利用ができます。

使用時間：10:00～20:00

※18:00 より早く閉場しないこと。搬出作業等の都合による最終日のみ短縮等は可。
例）10:00～20:00（最終日は 18:00 まで）

休室日：毎週月曜日（搬出入・展示作業日）

注：週を跨いで、或いは複数週の継続利用の場合は休室日・休館日の使用料はかかりませんが、
月曜日以外に搬入・展示作業を行う場合は使用料が必要です。

■搬入日：月曜日 13:00～18:00（最大延長 20:00 まで。要事前相談）

■搬出日：月曜日 9:00～12:00

・やむを得ず 20:00 以降の作業となった場合等は **相当分の施設使用料をお支払いいただきます。**

【休館日】毎月第 2、第 4 月曜日（休日、祝日の場合は火曜日が休館）、年末年始（12 月 29 日～1 月 1 日）

※美術館の都合により開館または臨時休館、開館時間を変更する場合があります。

	月	火*	水	木	金	土	日	月
午前	搬入・展示 13:00-18:00	使用期間 6 日間 10:00～20:00 *火曜日休館の場合は水曜日からの 5 日間						搬出 9:00-12:00
午後								

※20:00 以降の利用は使用
料が発生します。



通常、使用料は会期日数で算出します。
搬入出がこの期間に係る場合も使用料が発生します。



※次の展覧会搬入が
あるため延長は不可

5. 使用申込について

(1) 募集対象期間：2026 年 4 月 20 日(月) ～ 2027 年 3 月 28 日(日)

※但し、県展 9 月 7 日(月) ～ 10 月 6 日(火)、年末年始 12 月 29 日(火) ～ 2027 年 1 月 4 日(月) は対象外

- ① 第 71 回長崎県美術展覧会（県展）：2026 年 9 月 7 日(月) ～ 10 月 6 日(火)
- ② 年末年始：2026 年 12 月 29 日(火) ～ 2027 年 1 月 4 日(月)

(2) 提出書類

- ① 県民ギャラリー使用申込書
- ② 使用者調査票（経歴・実績の詳細は、別紙添付可）
- ③ 参考となる展覧会資料や作品の画像（写真等）
※特に「企業・美術団体・グループ・個人などが主催する展覧会」の場合は必ず提出してください。
※写真資料等は、後日データ形式での提出をお願いする場合があります。

(3) 提出方法（8/31 締切厳守）

- ① 郵送 ② 持ち込み（事務所または 1F 受付） ③ E メール

(4) 選考

館の定める**選考基準**をもとに外部委員のみで構成する利用審査会にて決定します。

選考基準⑤に該当する申込みに関しては、原則として長崎県在住者、長崎県出身者、長崎県内に事務局がある団体が使用者であること、もしくは長崎ゆかりの作家・作品の展覧会であることとします。会期等については、希望を勘案し調整を行い決定します。

(5) 10月末までに内定通知書等を担当者様へ送付します。

(6) 申込・調整後、空きが出た場合については、第二次募集を行います。

＜選考基準＞ ※選考基準①～④を優先させていただきます。

- ① 国、県等（館の主催、共催を含む）が主催する展覧会
- ② 九州地区以上の規模での巡回展・公募展で公共性が高く、多くの県民に質の高い鑑賞機会を提供し、文化振興に寄与しうる展覧会
- ③ 県内全体または県内広域にわたり活動実績のある団体、グループが主催する展覧会
- ④ 学校教育の一環として開催する展覧会
- ⑤ その他の企業、美術団体、グループ、個人が主催する展覧会
* 原則として 1 週間単位以上での申し込みを前提とする。

6. 使用を許可しない場合等

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 集团的又は、常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 美術作品、美術館施設及びその附属設備等をき損し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。
- (4) 上記に挙げるもののほか、美術館の管理運営上支障があると認められるとき。

※ なお、館長が管理運営上必要な範囲内で条件を付することがあります。（美術館事業で使用しているとき、及び施設管理上の必要があるときの使用の制限など）

※ 使用許可を受けた方は、その権利を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は許可を受けた場所の全部もしくは一部を転貸してはいけません。

※ 虚偽その他不正な手段により使用許可を受けたとき、許可なく使用目的や内容を変更したとき、公益上やむを得ない事由が生じたときなど、許可を取り消す場合があります。

7. 使用者の遵守事項等

- (1) 鑑賞者に著しく不快感を与える音や臭いを発するもの、ペット（介助犬を除く）、生花など害虫が付着しているおそれのあるもの、火気を使用するもの、人に危害を及ぼすおそれのあるものなどは展示室に搬入・展示できません。
- (2) 作品は必ず完成状態で搬入・展示を行ってください。
- (3) 展示室を汚損するおそれのある展示または行為は禁止します。万一、汚損・破損が認められた場合は、使用者の責により原状回復することを原則とします。
- (4) 展示室内での飲食はできません。
- (5) 館担当者との連絡調整における使用言語は、日本語を主とします。
- (6) 会期中は必ず会場責任者を常駐させてください。
- (7) ギャラリー利用期間中の作品の管理、監視等は使用者が行ってください。万が一館の過失に因らない破損や事故などが起きましても館は責任を負いかねます。
- (8) 展覧会期間中は受付に担当者を常駐させ、**18:00** より早く閉場しないようお願い致します。
※できるだけ閉館時間 **20:00** まで開場をお願いします。
- (9) 展示作品の販売はできません。但し、展覧会に係る図録・ポストカード等は販売できます。
その際、**販売手数料**として**売上の10%**をお支払いいただきます。
- (10) 広告印刷物には必ず会場が「**長崎県美術館県民ギャラリー**」であること、
「**主催者名**」「**問い合わせ先**」「**入場料の有無**」を明示し、修正可能な段階で校正紙を必ず提出してください。
- (11) 展覧会名および開場時間の確定は、遅くとも利用月の2か月前の末日までお願いします。
- (12) テレビや新聞等で告知をする場合は、事前に当館の担当者へお知らせください。
- (13) 施設の使用を終了した時、速やかに原状回復していただきます。
- (14) 館の設備保守等の為、利用時間を調整していただく場合があります。
- (15) 自然災害等の事由により、臨時休館または開館時間を変更する場合があります。
- (16) 内定の際にお送りする「使用上のお願い」を遵守していただきます。
- (17) 使用をキャンセルする場合は、館の規定に基づきキャンセル料が発生します。
※キャンセル料：利用日 3日前～前日… 利用料金の 5割、利用開始日 当日… 利用料金の 全額

8. 手続きの流れ

